

## 第1章 対象事業の名称等

### 1.1 対象事業の名称

エネルギー回収型一般廃棄物処理施設整備事業

### 1.2 事業者の名称、代表者の氏名及び住所

#### 1.2.1 事業者の名称

一関地区広域行政組合

#### 1.2.2 代表者の氏名

管理者 一関市長 佐藤 善仁

#### 1.2.3 事業者の住所

岩手県一関市竹山町7番2号

## 第2章 対象事業の目的及び内容

### 2.1 対象事業の目的

2023年度から2027年度を計画期間として策定された「廃棄物処理施設整備計画」（令和5年6月30日 閣議決定）では、廃棄物処理の基本的な方向として、3R（廃棄物の発生抑制、再使用、再利用）の推進と循環型社会の実現に向けた資源循環の強化、災害時を含めた持続可能な適正処理の確保、脱炭素化の推進と地域循環共生圏の構築に向けた取組が示されている。

岩手県では、廃棄物の焼却処理においてダイオキシンの発生抑制や熱エネルギーの有効利用等に向け、平成11年3月に「岩手県ごみ処理広域化計画」を策定し、県内を6ブロックに区分してブロックごとにごみ処理広域化を推進する方針を示している。また、令和3年3月に策定された「第三次岩手県循環型社会形成推進計画」においても、引き続きごみ処理の広域化を推進することが示されている。

岩手県が示した広域化ブロックで県南ブロックに位置付けられた、一関市、平泉町、奥州市、金ヶ崎町では、平成25年11月に「県南地区ごみ処理広域化基本構想」を策定した。その中で、ごみ焼却施設の整備方針としては、当面の対応として2施設体制（一関市・平泉町地域と奥州市・金ヶ崎町地域に各1箇所）とすることとされた。

このような背景を踏まえ、一関地区広域行政組合では、令和2年11月に「一関地区広域行政組合循環型社会形成推進地域計画」を策定し、ごみ処理の基本的な方向として、ごみの適正処理、エネルギー回収の推進、災害に備えた地域の防災拠点として強靱な廃棄物処理施設の整備・維持を進めることとしている。

現在、一関地区広域行政組合の圏域では、ごみ焼却施設として稼働開始後42年を経過している一関清掃センター、稼働開始後24年を経過している大東清掃センターの2つの施設が立地している。

エネルギー回収型一般廃棄物処理施設整備事業（以下「対象事業」という。）は、現在稼働している2つの施設の老朽化対策として両施設を統合し、令和10年度中の稼働に向け、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設を整備するものである。

## 2.2 対象事業の内容

### 2.2.1 対象事業の種類<sup>※1</sup>

ごみ処理施設の設置（岩手県環境影響評価条例別表第5号に掲げる事業）

### 2.2.2 対象事業の規模

対象事業の規模を表 2.2-1に示す。

表 2.2-1 対象事業の規模（処理能力）

施設の種類	施設の処理能力	処理方式
ごみ処理施設	4.5 t/時間 (2.25 t/時間・炉×2 炉)×24 時間	全連続燃焼式焼却炉（ストーカ炉）
リサイクル施設	3.3 t/時間×5 時間	手選別、圧縮・破碎選別方式

### 2.2.3 対象事業実施区域の位置

#### 1) 事業実施区域

対象事業実施区域の位置を図2.2-1に示す。

所在地は、「岩手県一関市弥栄字一ノ沢地内」であり、一関市役所の南東方向約9.5kmに位置する。

対象事業実施区域が位置する一関市は、岩手県の南部に位置し、奥州市、平泉町、住田町、陸前高田市、秋田県東成瀬村、宮城県栗原市、登米市、気仙沼市の5市2町1村に隣接している。

#### 2) 事業実施区域の選定の経緯

事業実施区域の選定に当たっては、平成30年9月に「一関地区広域行政組合エネルギー回収型一般廃棄物処理施設整備候補地選定委員会」を設置し、令和元年10月までの約1年1か月の期間で、延べ8回の委員会を開催し選定作業が進められてきた。

選定作業の結果は、「エネルギー回収型一般廃棄物処理施設整備候補地選定結果報告書」（令和元年10月、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設整備候補地選定委員会）として取りまとめられ、対象事業実施区域を含む4箇所が候補地となった。

一関地区広域行政組合では、4箇所の候補地について住民説明会を重ねるとともに、一関地区広域行政組合一般廃棄物処理施設整備検討委員会を設置し、各候補地について評価を行い、評価結果から、事業実施区域を当該地に絞り込んだところである。

---

※1 対象事業では、ごみ処理施設と同一敷地内にリサイクル施設を整備することから、リサイクル施設を含めて環境影響評価を行う。



図 2.2-1 (1) 対象事業実施区域の位置

凡例

-  対象事業実施区域
-  市町役場
-  清掃センター(ごみ焼却施設、リサイクル施設)

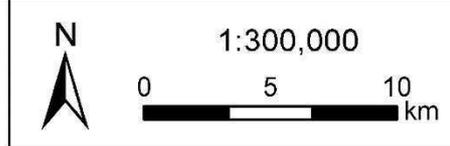
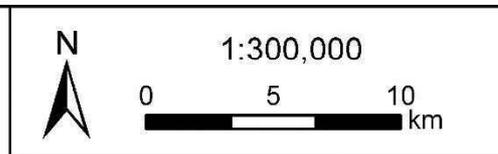




図 2.2-1 (2) 対象事業実施区域の位置 (衛星画像)

凡例

-  対象事業実施区域
-  市町役場
-  清掃センター(ごみ焼却施設、リサイクル施設)



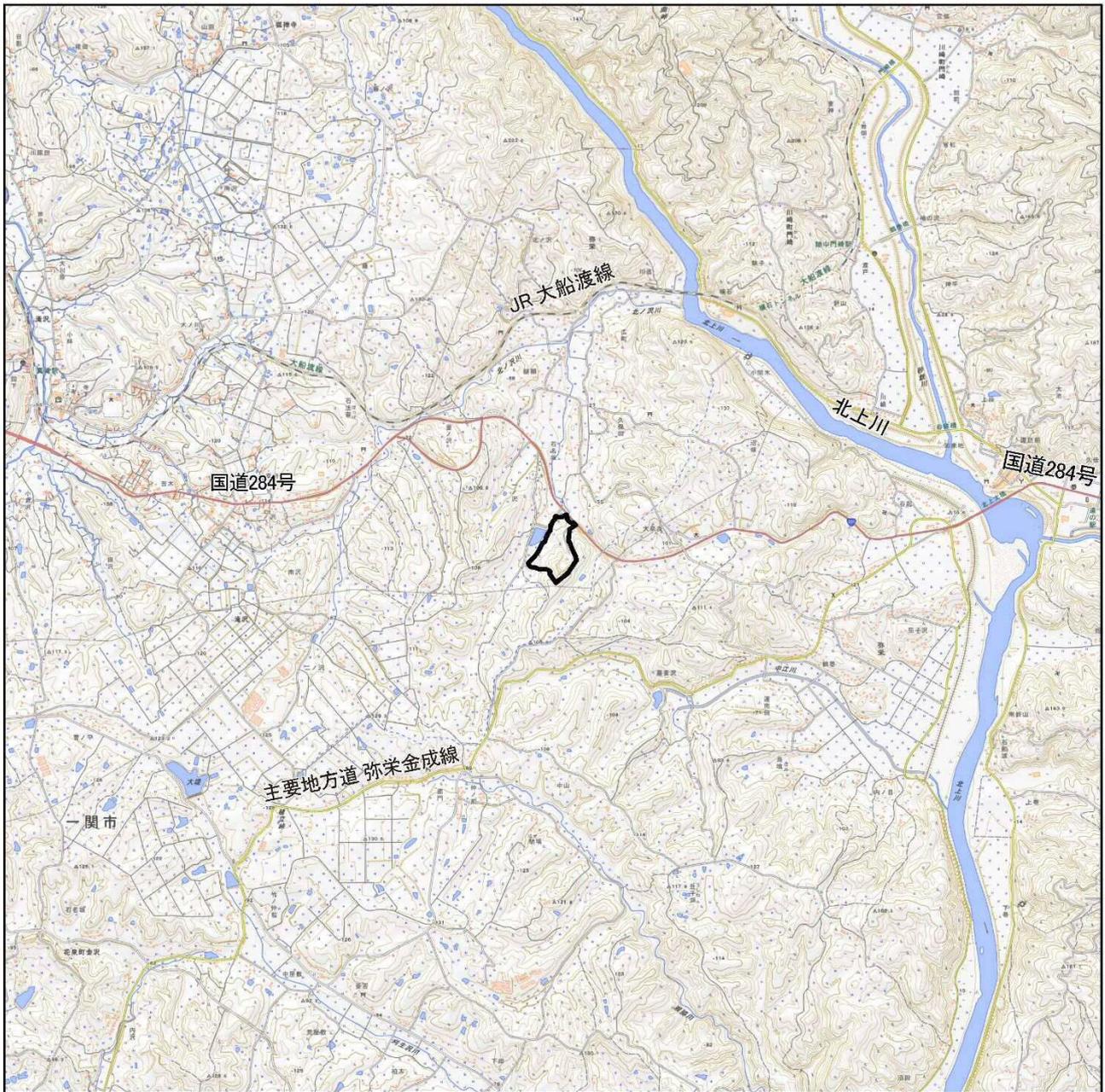


図 2.2-1(3) 対象事業実施区域の位置

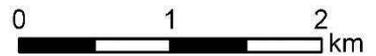
凡例



対象事業実施区域



1:50,000



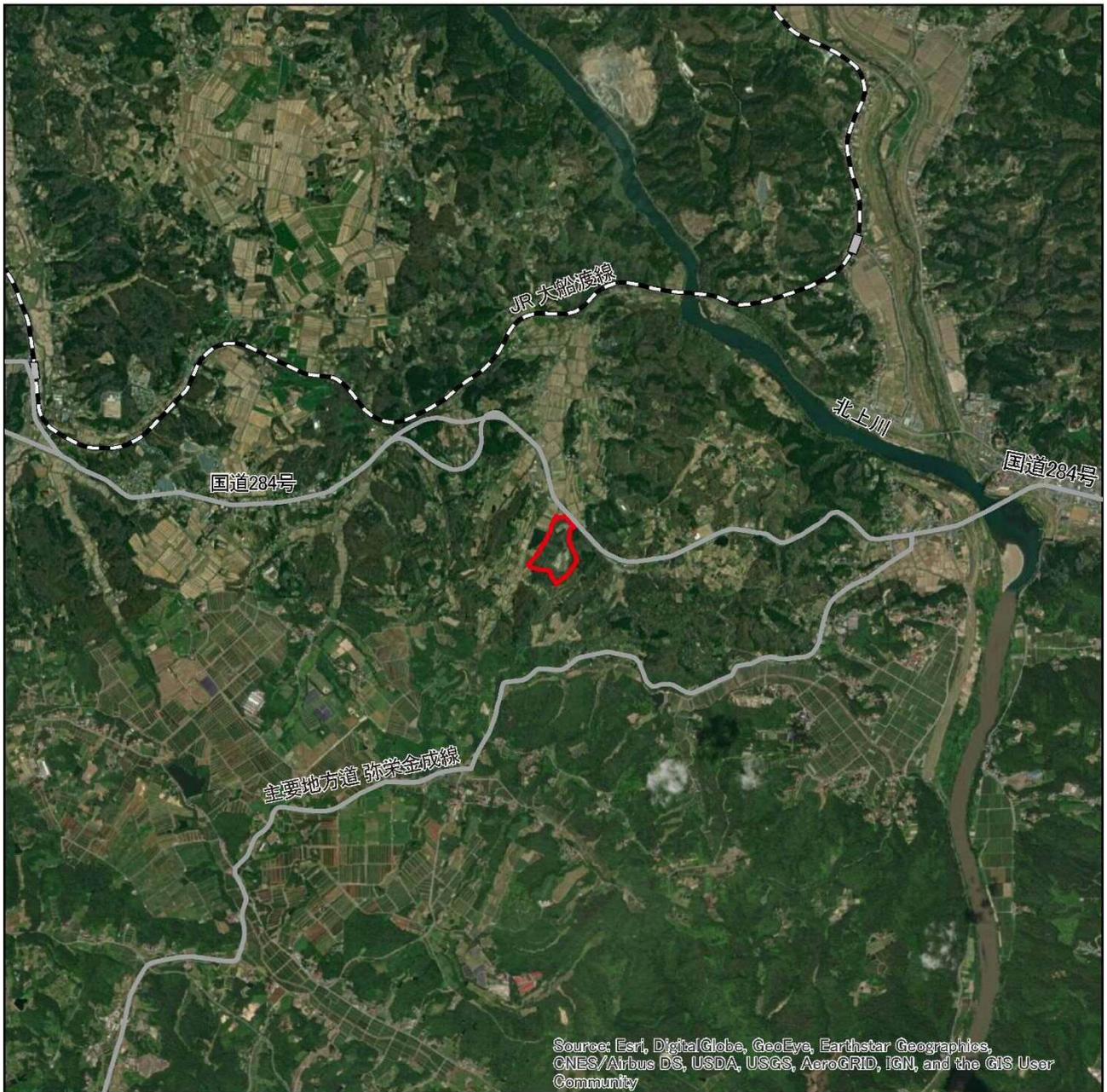
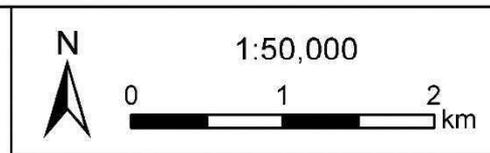


図 2.2-1(4) 対象事業実施区域の位置(衛星画像)

凡例

 対象事業実施区域



## 2.2.4 対象事業に係る処理する廃棄物の処理計画の概要

### 1) 計画処理量及び施設規模

ごみ処理施設で焼却対象とすることのごみ量の予測結果を表 2.2-2に示す。

対象事業では、ごみ処理施設の整備基本計画策定時点で施設稼働開始後に最もごみ量が多くなる令和9年度の26,324 t/年を処理し、災害発生時の災害廃棄物も受け入れ処理することを勘案して、4.5 t/時間の処理能力を有する施設を整備する。

表 2.2-2 処理対象ごみ量の予測結果

(単位：t/年)

年度 区分	令和9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
燃やすごみ	25,227	24,693	24,308	23,927	23,549	23,176	22,802	22,427	22,050	21,676
可燃粗大ごみ	728	713	702	691	680	669	658	648	637	626
可燃残渣	283	272	267	263	259	255	251	247	243	238
し渣・汚泥	86	85	83	82	81	80	79	77	76	75
合計	26,324	25,762	25,360	24,964	24,569	24,180	23,790	23,399	23,006	22,616

注1) 表示単位未満を四捨五入したため合計値と内訳の計が一致しない場合がある。

出典：一関地区広域行政組合資料

### 2) 処理する廃棄物の種類

施設において処理する廃棄物の種類を表 2.2-3に示す。

表 2.2-3 施設において処理する廃棄物の種類

施設の種類の	処理する廃棄物の種類
ごみ処理施設	可燃ごみ：焼却（全連続燃焼式焼却炉（ストーカ炉））
リサイクル施設	不燃ごみ、不燃粗大ごみ、資源ごみ（缶、びん、ペットボトル、（仮称）プラスチック資源（容器包装プラスチック、製品プラスチック）、紙類、廃小型家電、古着、（仮称）危険・有害ごみ

### 3) 処理方式

施設の処理方式を表2.2-4に示す。

表2.2-4 施設の処理方式

施設の種類の	施設の処理方式
ごみ処理施設	可燃ごみ：焼却（全連続燃焼式ストーカ炉）
リサイクル施設	不燃ごみ、不燃粗大ごみ：破碎・選別 缶、びん、ペットボトル、（仮称）プラスチック資源：選別・圧縮梱包 紙類、廃小型家電、古着：一時保管（選別等）

#### 4) 施設整備の基本方針

対象事業の実施にあたっては、施設整備基本計画を策定し以下の施設整備基本方針を設定した。

##### 【ごみ処理施設の施設整備基本方針】

- ① 安定性に優れた安全な施設
  - ・信頼性の高い技術や工法を取り入れ、施設の運営及び維持管理において安定性に優れた安全な施設
  - ・耐久性に優れ、廃棄物を長期間にわたり安定的に処理できる施設
- ② 環境に配慮した施設
  - ・環境負荷の低減と施設周辺の生活環境の保全に配慮した施設
  - ・廃棄物の処理や環境保全の啓発・学習にも活用できる施設
- ③ 廃棄物を資源として活用できる施設
  - ・廃棄物をエネルギー資源やリサイクル資源として活用できる施設
- ④ 災害に強い施設
  - ・災害時でも稼働し、災害廃棄物を受け入れられる施設
- ⑤ 経済性に優れた施設
  - ・建設から維持管理までの費用対効果の面で経済性に優れた施設

出典：一関地区広域行政組合エネルギー回収型一般廃棄物処理施設整備基本計画

(令和4年3月) 一関地区広域行政組合

##### 【リサイクル施設の施設整備基本方針】

- ① 安定性に優れた安全な施設
  - ・信頼性の高い技術や工法を取り入れ、施設の運営及び維持管理において安定性に優れた安全な施設
  - ・耐久性に優れ、廃棄物を長期間にわたり安定的に処理できる施設
- ② 環境に配慮した施設
  - ・環境負荷の低減と施設周辺の生活環境の保全に配慮した施設
  - ・廃棄物の処理や環境保全の啓発・学習にも活用できる施設
- ③ 廃棄物を資源として活用できる施設
  - ・廃棄物をエネルギー資源やリサイクル資源として活用できる施設
- ④ 災害に強い施設
  - ・災害時でも稼働し、構成市町からの依頼により災害廃棄物を受け入れできる施設
- ⑤ 経済性に優れた施設
  - ・建設から維持管理までの費用対効果の面で経済性に優れた施設

出典：一関地区広域行政組合マテリアルリサイクル推進施設整備基本計画

(令和5年7月) 一関地区広域行政組合

#### 5) 事業方式

対象事業における施設の整備及び運営は、地方公共団体が資金調達・事業主体となり、施設の建設・運営を一体で民間事業者へ発注する公設民営のDBO方式 (Design Build Operation) とする。

## 6) 計画施設の概要

### (1) 全体計画

対象事業では、一関市及び平泉町から発生する一般廃棄物をごみ処理施設で焼却処理するとともに、リサイクル施設で再資源化等を行う計画である。

ごみ処理施設及びリサイクル施設の計画概要を表 2.2-5に示す。

また、施設配置計画案を図 2.2-2、施設完成後の概略イメージを図2.2-3に示す。

なお、対象事業はDBO方式で実施することから、具体的な施設の配置や設置する設備・機器等は、当組合が設定した機能・性能を確保するよう受託した民間事業者が実施設計を行い決定する。

表 2.2-5 ごみ処理施設及びリサイクル施設の計画概要

項目	計画概要	
計画処理区域	一関市及び平泉町の1市1町全域	
所在地	岩手県一関市弥栄字一ノ沢地内	
敷地面積	約102,500 m <sup>2</sup>	
処理能力	ごみ処理施設 4.5 t/時間(2.25 t/時間・炉×2 炉)×24 時間 リサイクル施設 3.3 t/時間×5 時間	
配置施設	ごみ処理施設	主に可燃ごみを焼却処理する。
	リサイクル施設	主に不燃ごみ、不燃粗大ごみ、資源ごみを処理する。
	管理棟	施設の運営管理をする職員が常駐する。
	計量機	搬入車及び搬出車の重量を測定し、施設に搬出入する量を管理する。
	災害廃棄物ストックヤード	災害時に多量に発生する災害廃棄物を一時保管する。
	資源物ストックヤード	リサイクル施設で分別された資源物を一時保管する。
	洗車場	搬入及び搬出の作業が一旦完了した車両の洗浄を行う。
	調整池	敷地内に降った雨水を一時貯留する。
	駐車場	施設来場者、職員、作業従事者分として必要な台数を確保する。

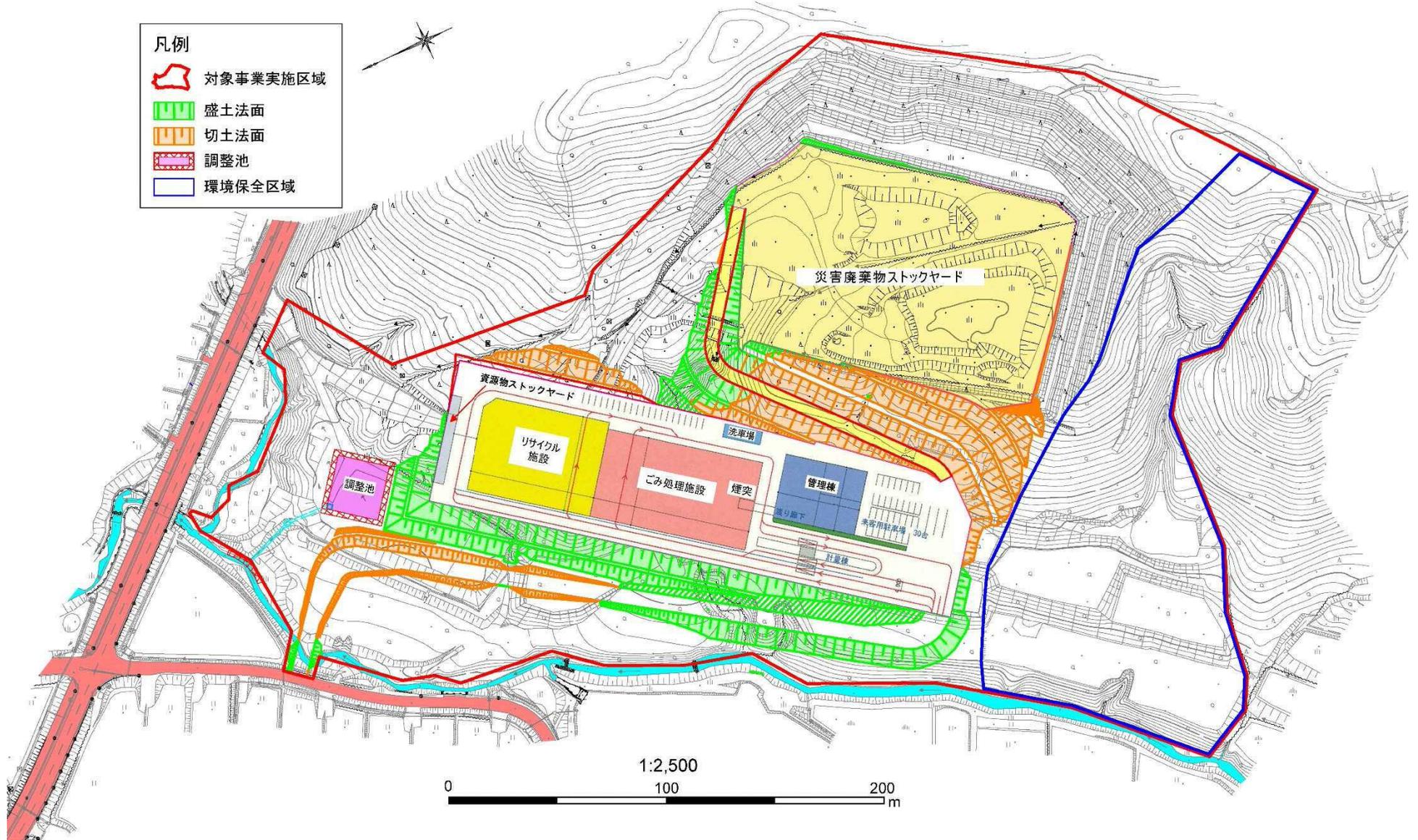


図 2.2-2 施設配置計画図



図 2.2-3 施設完成後の概略イメージ図

※概略イメージ図は、平成29年3月に策定した廃棄物処理基本構想時点のものであり、図2.2-2に示した施設配置計画とは異なるものである。



## ② 排ガス処理フロー

排ガス処理フローを図 2.2-5及び以下に示す。

### a 焼却炉

窒素酸化物は、焼却炉にアンモニア水を吹き込み窒素と酸素に分解するか、又はろ過式集じん器出口の燃焼排ガスを焼却炉内に再循環させ、窒素酸化物の生成を抑制する。

### b 減温塔

再利用水槽からの減温水を減温塔に二流体噴霧し、ボイラ出口の 250℃前後のガスをろ過式集じん器入口で 200℃以下まで減温する。この減温工程で、施設内で発生したプラント排水を蒸発処理し、無放流化を実現する役割も果たす。

### c 有害ガス除去

排ガス中の塩化水素濃度又は硫酸化物濃度を設定値以下に保持できる量の薬剤（消石灰等）を搬送空気中に送り出し、ろ過式集じん器前に吹き込む。塩化水素、硫酸化物を消石灰等と反応させ、生成物としてろ過式集じん器で除去する。

### d ダイオキシン類除去

粉末活性炭を搬送空気中に送り出し、ろ過式集じん器前に吹き込む。ダイオキシン類を吸着させ、ろ過式集じん器で除去する。

### e ろ過式集じん器

一定時間ごと又はろ過式集じん器差圧が設定以上になったとき、除湿したパルス用空気ですの付着ダストを払い落とす。

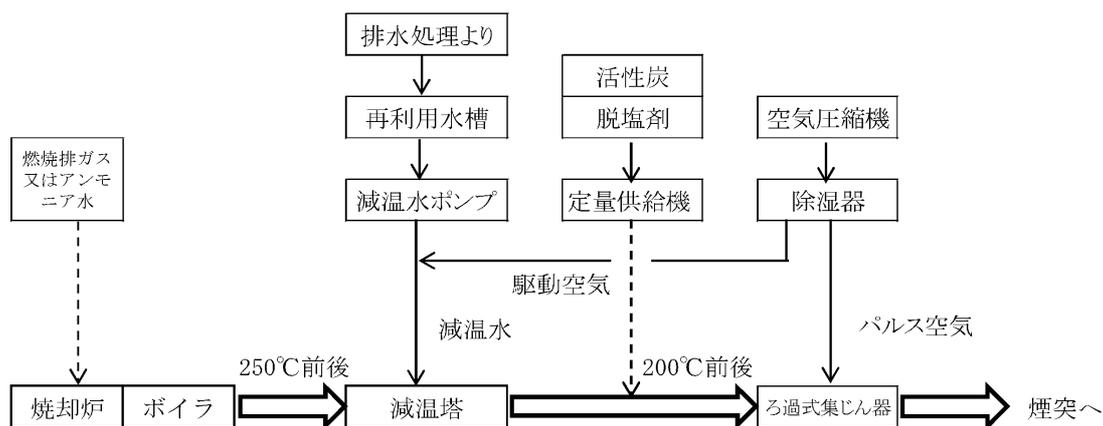


図 2.2-5 排ガス処理フロー

### ③ 熱回収、熱利用フロー

熱回収、熱利用フローを図 2.2-6に示す。

廃熱ボイラにより、熱を回収する。熱回収率を高めるためエコマイザを設置し、発電効率を高めるため過熱器を設置する。

空気予熱器やスートブロワなどの施設稼働用以外の余剰蒸気は、全量蒸気タービンで発電することを基本とする。蒸気タービンは、抽気復水タービンとし、抽気した蒸気は脱気器加熱用蒸気と場内・場外余熱利用に利用する。

場外余熱利用は、一関市及び平泉町の政策や住民の要望等を踏まえて検討する。

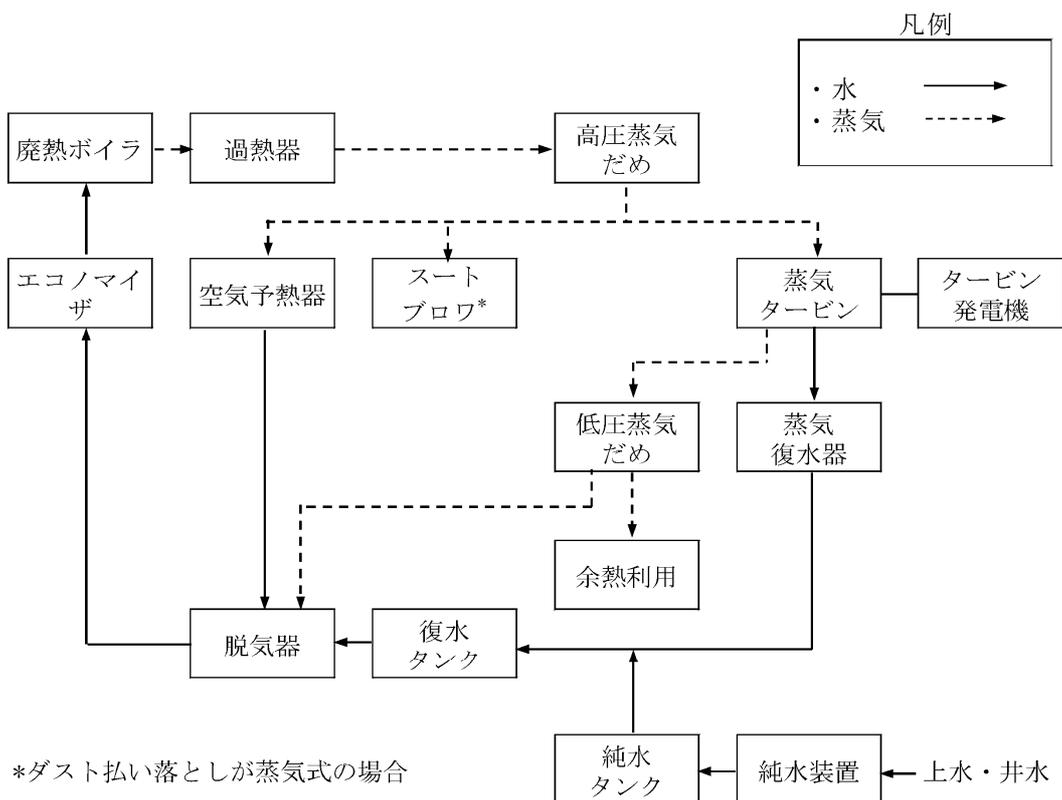


図 2.2-6 熱回収、熱利用フロー

#### ④ 排水処理フロー

プラント系排水処理フローを図 2.2-7に示す。

ごみピット汚水は、ろ過後に焼却炉内に噴霧して高温酸化するか、ごみピットにそのまま返送し、ピット内のごみに再吸着させる。

プラント排水は、有機系と無機系に分け、有機系は生物処理し、無機系は凝集沈殿、砂ろ過後、プラント用水（清水系）として再利用する。

生活系排水は、浄化槽で処理後、河川に放流する。

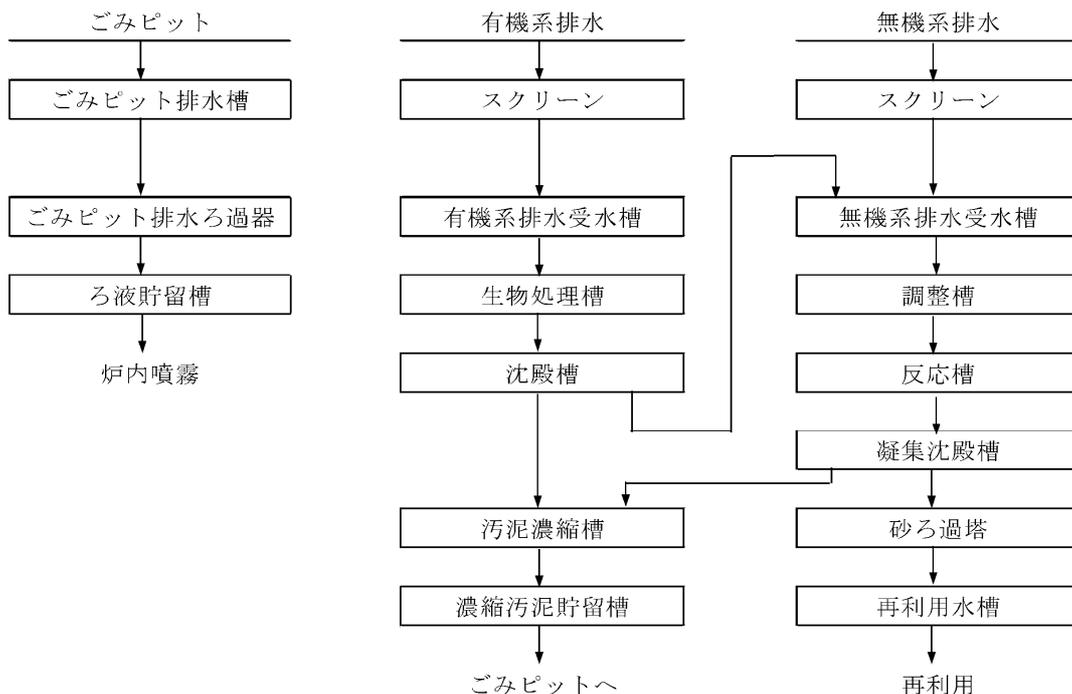


図 2.2-7 排水処理フロー

### (3) リサイクル施設の処理フロー

本準備書では「マテリアルリサイクル推進施設整備基本計画（令和5年7月）一関地区広域行政組合」で検討した処理対象物別の処理フローを以下に示す。

#### ① 燃やせないごみ・不燃粗大ごみ

燃やせないごみ及び不燃粗大ごみの処理フローを図2.2-8に示す。

燃やせないごみについて、ピットアンドクレーン方式の場合、貯留ピットに受け入れた後、天井クレーンで受入コンベヤに投入する。受入ヤード方式の場合、ローダ等にてすくい上げて受入コンベヤに投入する。

投入された燃やせないごみは破袋機で破袋されたのち、異物除去コンベヤにおいて手選別を行い、異物を除去する。その後、低速回転破砕機又は高速回転破砕機へ投入し、破砕処理を行う。

粗大ごみは、受入ヤードで再生可能家具や資源化可能な有価物を抽出し、木製のダンスやキャビネット、ふとん、畳などの可燃粗大ごみを選別した後、不燃粗大ごみから破砕不適なごみ（鉄塊類・ブロックなど）を除去し、ローダ等で受入コンベヤに投入する。可燃粗大ごみは、ごみ処理施設に搬送して破砕処理を行ったのち、焼却処理する。

燃やせないごみ及び不燃粗大ごみは低速回転破砕機又は高速回転破砕機により破砕処理した後、磁選機によってスチール（磁性物）を回収し、その後、粒度選別機を用いて可燃残渣及び不燃残渣を選別したのち、アルミ選別機によってアルミを回収する。選別は合計4種選別とする。

可燃残渣は、ごみ処理施設に搬送して焼却処理を行い、不燃残渣は最終処分場で埋立する。

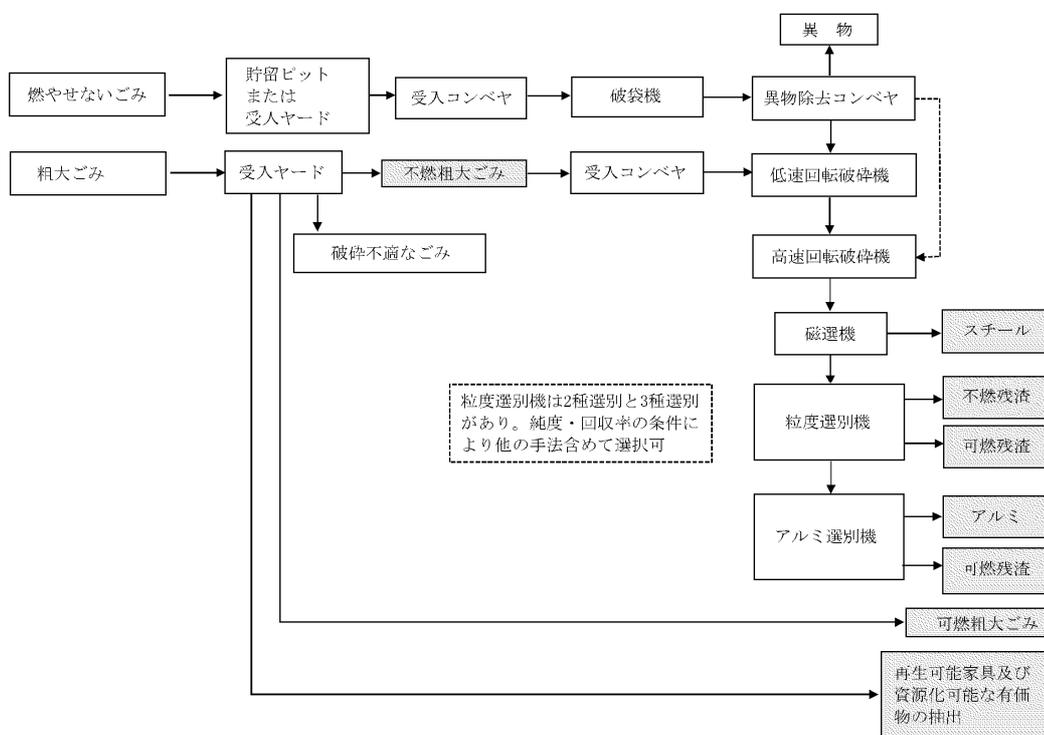


図 2.2-8 燃やせないごみ及び不燃粗大ごみの処理フロー

## ② びん

びんの処理フローを図2.2-9に示す。

びんは、受入ヤード内にて手作業で破袋して不適物の除去を行い、無色、茶色、その他色のびんをそれぞれ回収する。また、他の方式としては受入コンベヤ又はヤードに降ろした後、手選別コンベヤにて手作業で破袋して、不適物除去とびんの色選別を行う。

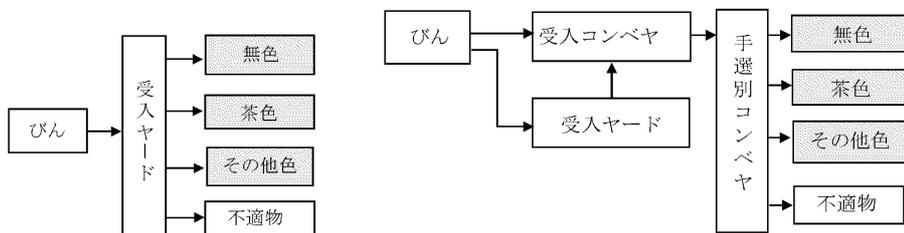


図2.2-9 びんの処理フロー

## ③ 缶

缶の処理フローを図2.2-10に示す。

缶は、直接受入コンベヤに投入する。一旦受入ヤードに降ろした場合はヤードにて可能な範囲で不適物の除去を行い、ローダ等で受入コンベヤに投入する。破袋機で破袋後に手選別コンベヤにて不適物の除去を行い、磁選機とアルミ選別機でそれぞれスチール缶とアルミ缶を回収し、それぞれ圧縮成型する。

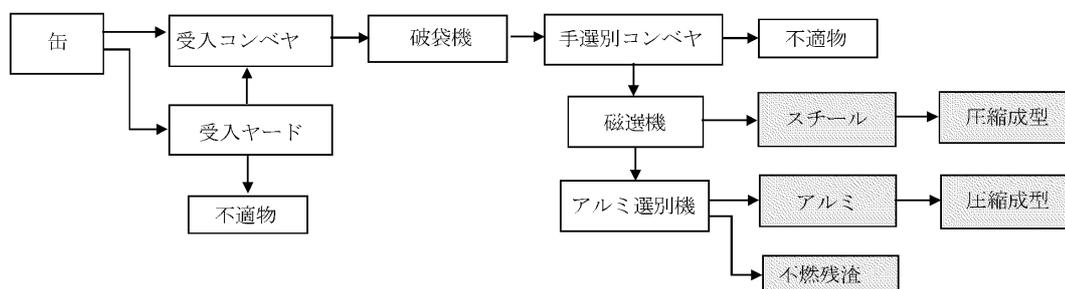


図2.2-10 缶の処理フロー

## ④ ペットボトル

ペットボトルの処理フローを図2.2-11に示す。

ペットボトルは、直接受入コンベヤに投入する。一旦受入ヤードに降ろした場合はヤードにて可能な範囲で不適物の除去を行い、ローダ等で受入コンベヤに投入する。破袋機で破袋後に手作業によって不適物の除去を行い、その後、圧縮梱包する。

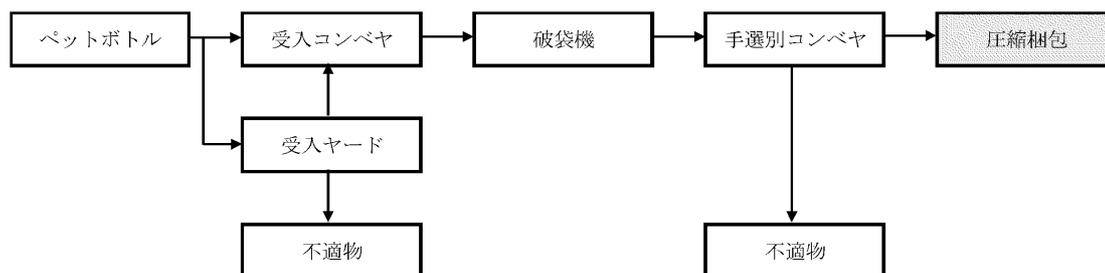


図2.2-11 ペットボトルの処理フロー

### ⑤ (仮称) プラスチック資源

(仮称) プラスチック資源の処理フローを図2. 2-12に示す。

(仮称) プラスチック資源は、直接受入コンベヤに投入する。一旦受入ヤードに降ろした場合はヤードにて可能な範囲で不適物の除去を行い、ローダ等で受入コンベヤに投入する。破袋機で破袋後に手選別コンベヤによって不適物の除去を行い、その後、圧縮梱包する。

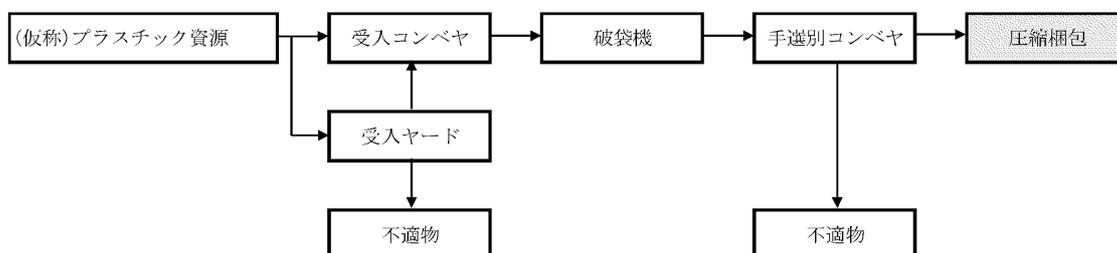


図2. 2-12 (仮称) プラスチック資源の処理フロー

### ⑥ 紙類

紙類の処理フローを図2. 2-13に示す。

紙類は、受入ヤードに降ろした後、不適物の除去を行い、貯留ヤードで保管する。



図2. 2-13 紙類の処理フロー

### ⑦ 廃小型家電及び古着

廃小型家電及び古着の処理フローを図2. 2-14に示す。

廃小型家電及び古着は、貯留ヤードで保管する。

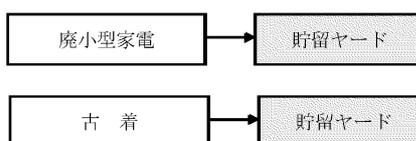


図2. 2-14 廃小型家電及び古着の処理フロー

### ⑧ (仮称) 危険・有害ごみ

(仮称) 危険・有害ごみの処理フローを図2. 2-15に示す。

(仮称) 危険・有害ごみのうち、蛍光管、乾電池、ボタン型電池及びリチウムイオン電池等は、分別区分ごとに設置した丁場棟内の貯留ヤード又はドラム缶などの保管容器に投入し、業者委託処分する。

スプレー缶、カセットボンベ、ライター類は、内部に残っているガスを抜いた後、燃やせないごみ・粗大ごみ処理基本フローにより処理する。

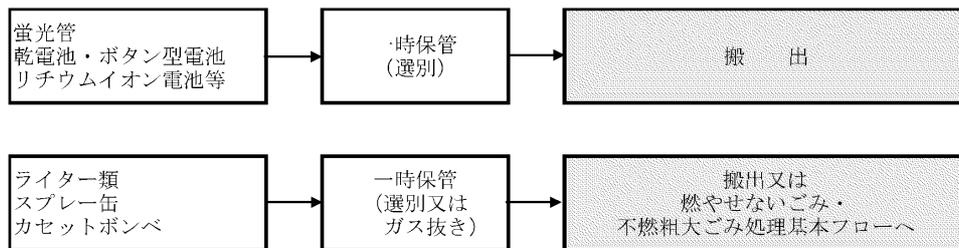


図 2.2-15 (仮称) 危険・有害ごみの処理フロー

## 7) 取水計画

管理棟等で使用する生活用水及びプラント用水は、上水道より供給を受ける予定である。

## 8) 排水処理計画

生活排水は、浄化槽にて処理し、調整池等に貯留した後、対象事業実施区域西側のため池から流れる河川に放流する。

プラント排水は排水処理後に場内で再利用し、また、ごみ汚水はろ過後に焼却炉内に噴霧し、場外へは排出しない。

## 9) 余熱利用計画

ごみ焼却排熱を廃熱ボイラで回収し、蒸気タービンによる発電を行い施設の稼働等に利用する計画である。なお、余剰となった電気等は既存の公共施設等での利用や民間への売却を行う。また、熱利用についても、温室ハウスへの熱供給等を検討しているが、実際に使用できる熱量等を精査した上で、具体的な計画を今後策定する。

### 2.2.5 受け入れ計画等の概要

ごみ処理施設及びリサイクル施設にごみを搬入する車両としては、一関地区広域行政組合が収集運搬業務を委託するごみ収集車両が100台/日、事業系及び家庭系のごみを直接搬入する車両等が200台/日、合計で1日当たり300台の車両走行を計画している。

ごみ収集車両等は一般国道284号及び主要地方道弥栄金成線を走行し、ごみ処理施設及びリサイクル施設にごみを搬入する。ごみ収集車両等の走行経路を図 2.2-16に示す。

また、ごみの受け入れ時間帯を表 2.2-6に示す。

表 2.2-6 ごみの受け入れ時間等

区分*	受け入れ時間*
平日 (月～金曜日)	午前8時30分～11時45分 午後1時 ～ 4時30分
土曜日	午前8時30分～11時30分

\* 区分及び受け入れ時間は、今後の検討で変更する可能性がある

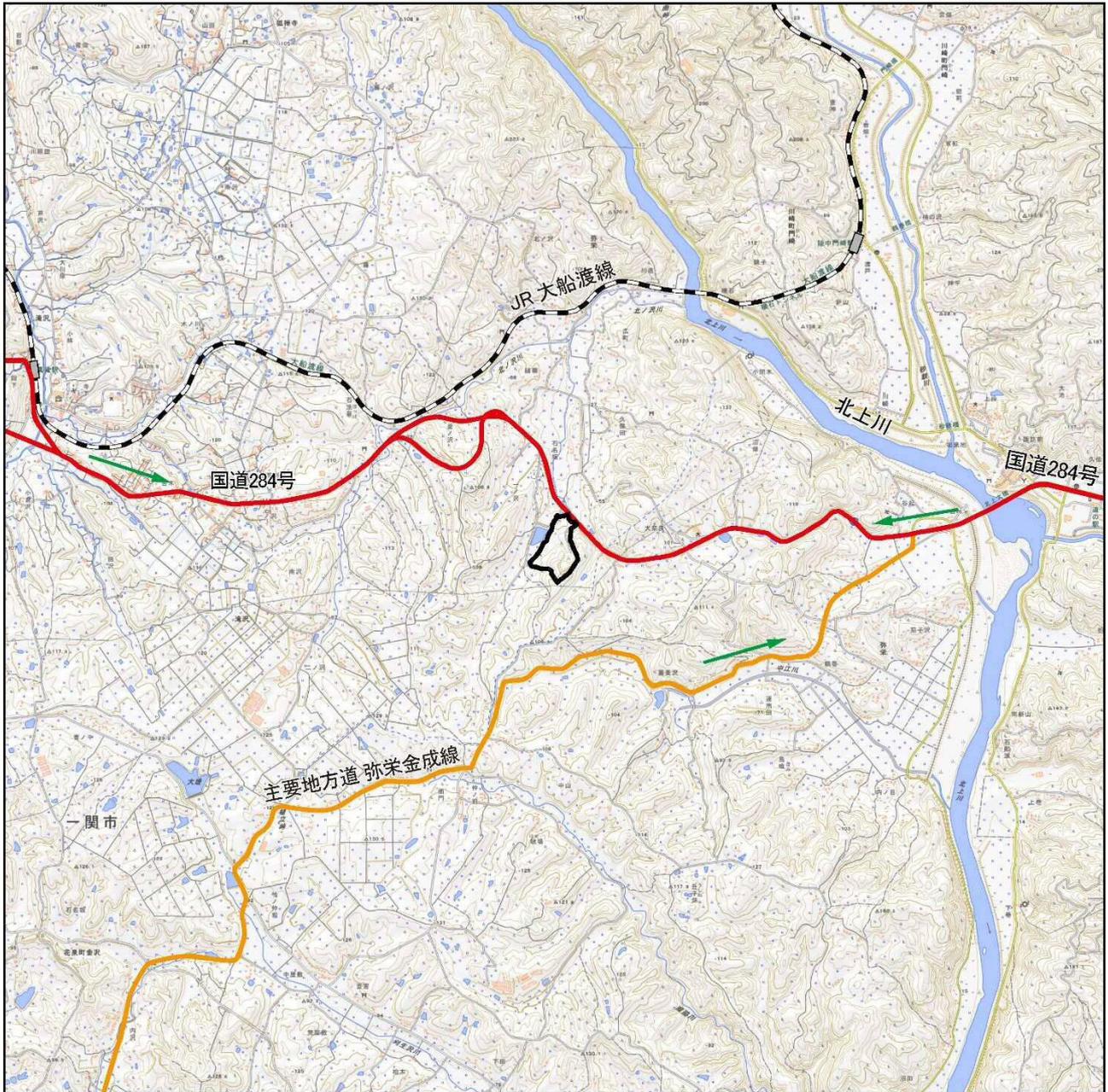


図 2.2-16 ごみ収集車両の走行経路

凡例



対象事業実施区域



ごみ収集車両の走行経路



一般国道284号



主要地方道 弥栄金成線



鉄道(JR大船渡線)



1:50,000

0 1 2 km

## 2.2.6 事業スケジュール

対象事業は、令和10年度中の稼働開始を目標に令和6年度から工事を開始する予定である。  
事業工程を表 2.2-7に示す。

表 2.2-7 事業工程表

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
施設整備基本計画	←→						
用地測量		←→					
用地取得		←→					
敷地造成設計		←→					
敷地造成工事			←→				
事業者選定		←→					
実施設計・建設工事				←→			
試運転							←→
施設稼働							★

## 2.2.7 環境保全の配慮及び災害防止に関する事項

現段階で想定している環境保全の配慮及び災害防止に関する事項は以下に示すとおりであるが、今後、施設計画の進展とともに、さらに詳細な検討を進めていく。

### 1) 工事中

#### (1) 大気汚染対策

- ①建設機械は、排出ガス対策型の機種を使用するとともに、アイドリングストップを励行する等、建設作業に伴う排出ガスを抑制する。
- ②建設機械の整備・点検を徹底する。
- ③工事の実施にあたっては、施工方法や工程等を検討し、建設機械の稼働台数の削減や集中稼働を回避する。
- ④造成工事は最小限とし、強風時は散水等を行う等、粉じんの飛散を防止する。
- ⑤工事関係車両の走行は、適切な運行管理により集中化を避けるとともに、不要な空ぶかしの防止、待機時のアイドリングストップの遵守を徹底する。
- ⑥工事関係車両のタイヤに付着した泥土による周辺道路の走行時の粉じんの飛散を防止するため、タイヤ洗浄等を徹底する。

#### (2) 騒音・振動対策

- ①建設機械は、低騒音型、低振動型の機種を使用するとともに、日常の整備点検の励行により、周辺地域への騒音、振動等の影響を軽減する。
- ②工事の実施にあたっては、施工方法や工程等を検討し、建設機械の稼働台数の削減や集中稼働を回避する。

③工事関係車両の走行は、適切な運行管理により集中化を避けるとともに、交通法規を遵守することを徹底し、騒音、振動を抑制する。

### (3) 水質汚濁対策

①工事の実施にあたっては、先行して仮設沈砂池の計画を立てて、場外への土砂や濁水の流出防止に努める。

②工事関係車両のタイヤに付着した泥土により周辺道路を汚さないよう、タイヤ洗浄等を徹底する。

### (4) 自然環境保全対策

①動物と植物の保全のため、施設配置を検討し改変区域を北側へ移動することにより、非改変区域となった対象事業実施区域の南側へ「環境保全区域」を設置する（図 2.2-2 施設配置計画図参照）。

②対象事業実施区域の改変区域内において確認された希少な動物・植物は、周辺における分布状況を踏まえ移植等の措置を講じる。

### (5) 災害防止対策

①造成工事等の施工中は、土砂の流出等による災害を防止するため、仮設沈砂池の設置、土砂流出防止工の実施、盛土範囲への地下排水管渠の設置等、必要な措置を講じる。

②切土・盛土によるがけ崩れを防止するため、降雨がのり面を流下することがないように仮排水路を設置するとともに、のり面の早期緑化を行う。

## 2) 供用時

### (1) 大気汚染対策

①排出ガス中の有害物質を除去するための「ろ過式集じん機」、「消石灰吹込み装置」、「脱硝装置」を設置する。

②煙突からの排出ガスは、表 2.2-8に示す処理性能を確保する。

表 2.2-8 煙突からの排出ガスの処理性能

項目	処理性能値
ばいじん	0.02 g/m <sup>3</sup> 以下
硫黄酸化物	30 ppm以下
塩化水素	50 ppm以下
窒素酸化物	100 ppm以下
水銀	30 μg/m <sup>3</sup> 以下
ダイオキシン類	0.1 ng-TEQ/m <sup>3</sup> 以下

## (2) 水質汚濁対策

- ①プラント排水は、適正な処理を行った後、施設内で再利用し、場外へは放流しない。
- ②生活排水は、浄化槽にて処理し、調整池等に貯留した後、対象事業実施区域西側のため池から流れる河川に放流する。

## (3) 騒音・振動対策

- ①設置する機器は、低騒音・低振動型の機器を採用する。
- ②騒音・振動を発生する機器は、強固な建物内に設置するとともに、必要に応じて騒音発生機器の地階設置を検討する。
- ③建物内での吸音材の使用、防振装置の設置による振動の発生抑制等、防音・防振対策を行う。

## (4) 悪臭対策

- ①ごみピット内等の空気を燃焼用空気として使用することにより負圧を保ち、臭気成分は焼却炉内で熱分解により臭気を取り除く。
- ②エアカーテン、自動扉、脱臭設備等により臭気対策を行う。
- ③ごみ収集車等は、洗車装置により洗浄する。

## (5) 粉じん対策

- ①リサイクル施設でのごみの荷下ろしや破碎時に生ずる粉じん（ほこり）は散水により粉じんの発生を抑制するとともに、粉じんが生じるおそれがある箇所には部分的にフードを取付け集じん設備により吸引し粉じんを取り除く。
- ②手選別を行うところも同様にフードを取付け、集じん設備により粉じんを取り除く。

## (6) 景観への配慮

- ①周辺景観との調和を図った施設整備となるよう計画を進める。

## (7) 温室効果ガス対策

- ①焼却廃熱の発電利用等により温室効果ガスの排出抑制措置を講じる。
- ②設置する機器は省エネルギー型の機種を採用する。
- ③施設内の照明はLEDを採用する。

## (8) 災害防止対策

- ①対象事業実施区域内の切土のり面・盛土のり面、擁壁等は、目視確認等により安全性を定期的に確認する。
- ②施設の稼働に伴う火災、爆発等の事故を防止するため、ごみの受け入れ管理の徹底、受け入れたごみの適切な選別等を行うとともに、設置した機器類等の定期点検を実施する。